



HPへ

(全ト協は4/26付け)

全ト協発第59号(環)
令和6年4月26日



各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



協会けんぽの保健事業に関する広報のご協力のお願いについて

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という）より、別添のとおり「協会けんぽの保健事業に関する広報のご協力のお願い」の通知がありました。

協会けんぽでは、加入者の健康の保持・増進を目的に実施している特定健診・特定保健指導等の保健事業について、より一層注力していくため「けんぽのいっぽ！」と銘打ち積極的に周知・広報を行っています。

今般、別添通知の【周知いただきたい保健事業の取組】「1. 生活習慣予防健診における付加健診対象年齢の拡大等」、「2. 特定保健指導の積極的な利用」、「3. 事業者健診データの提供」について、広報誌やホームページ等を活用した会員事業者への周知に協力いただきたい旨、依頼がありました。

全ト協では、令和6年2月1日に開催された「第21回労働安全・災害防止委員会」において、令和6年度事業計画でドライバーの健康増進に向けた取組を推進することとし、協会けんぽ等と連携して取り組むことが承認されたところです。

つきましては、貴協会におかれましても、本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知ご協力方をよろしくお願い申し上げます。

また、今後、協会けんぽ各支部より貴協会へ同様の依頼があった際のご対応につきましても、併せてお願いいたします。

なお、全ト協においては、ホームページに掲載するとともに、「広報とらっく」に記事掲載いたします。

以上

(本件に関する問い合わせ先)

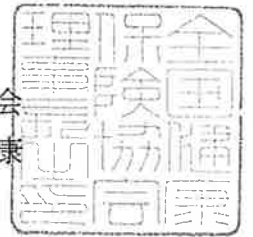
公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

協発第240306-02号
令和6年3月6日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 様

全国健康保険協会
理事長 北川 博康



協会けんぽの保健事業に関する広報のご協力をお願い

平素より、全国健康保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当協会では、加入者の皆様の健康の保持・増進を目的に実施している特定健診・特定保健指導等の保健事業について、より一層注力していくため、令和5年度からさらに保健事業の充実に取り組むこととし、「けんぽのいっぽ！」と銘打って積極的に周知・広報を行っているところです。

具体的には令和5年度から生活習慣病予防健診等の自己負担を大幅に軽減しており、さらに令和6年度からは、これまで40歳、50歳の被保険者を対象に実施しておりました、生活習慣病予防健診と同時実施する付加健診について、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳と対象年齢を大幅に拡大致します。

生活習慣病予防健診を受診していただき、健診結果に応じ、特定保健指導の利用や医療機関への確実な受診を行っていただくことは、従業員の皆様の健康を守り、事業所の将来に資するものと考えております。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、以下の保健事業に関する事項について、貴団体の広報誌やホームページ等に掲載いただくなど、貴団体のご協力を引き続き賜りたくお願い申し上げます。

また、今後、当協会支部より都道府県トラック協会へ同様の依頼をさせていただくことがございますので、都道府県トラック協会への周知についても重ねてお願い申し上げます。

【周知いただきたい保健事業の取組】

1. 生活習慣病予防健診における付加健診対象年齢の拡大等

令和6年4月から、付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。付加健診は、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器を調べる腹部超音波検査や高血圧・動脈硬化等を見つける手がかりとなる眼底検査等を含み、生活習慣病予防健診と同時にご利用いただくことで、より一層充実した健診となります。

また、健診実施率の向上のため、令和5年度から生活習慣病予防健診等の自己負担を大幅に軽減しております。ひとりでも多くの方に生活習慣病予防健診を受診していただけるよう、引き続き貴団体会員への積極的な周知等、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2. 特定保健指導の積極的な利用

健診の結果、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を実施しています。特定保健指導では、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添い、生活習慣の改善に向けた取組をサポートいたします。

健診は受けることが目的ではなく、あくまでも生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。従業員の皆様の健康と事業所の将来を守るためにも、当協会では、健診・特定保健指導のご案内は事業所を通じてお送りしておりますので、案内が届きましたら、従業員の方に確実にお渡しいただき、積極的なお声がけをお願い申し上げます。また、就業時間内にご利用いただけるよう、指導時間の確保や実施場所の提供について重ねてお願い申し上げます。

3. 事業者健診データの提供

当協会が実施している生活習慣病予防健診に限らず、40歳以上の方で労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）を受診された場合についても、その健診結果を当協会へご提供いただくことで、生活習慣病予防健診を受診した場合と同様に特定保健指導をご利用いただける仕組みとなっています。

生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を利用していただく機会を確保するためにも、事業者健診データを確実にご提供いただきますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

全国健康保険協会 本部

保健部 保健第一グループ

担当：中澤、貫場

TEL：03-6680-8853

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。
しかも、健康であればあるほど、
保険料率の伸びを抑えられます。

自分らしく、安心して働けるように
健康づくりをはじめませんか？



いっぽくん



健康状態を確認するために
健診を毎年受けましょう！

35歳～74歳の被保険者の方は
「生活習慣病予防健診」をご利用ください。



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

| | | | |
|-----------|-----------|-----|-------|
| 血圧測定 | 血液検査 | 尿検査 | 心電図検査 |
| 胸部レントゲン検査 | 胃部レントゲン検査 | | |
| 便潜血反応検査 | | | |

メタリックシンドロームとともに

▶ **5大がん**

| | | |
|----|----|----|
| 肺 | 胃 | 大腸 |
| 子宮 | 乳房 | |

 までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

生活習慣病予防健診等の**自己負担を軽減**しています。

一般健診

| | | | | | | |
|-----|----|--------|---|-----|----|--------|
| 軽減前 | 最高 | 7,169円 | → | 軽減後 | 最高 | 5,282円 |
|-----|----|--------|---|-----|----|--------|

対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）

付加健診

| | | | | | | |
|-----|----|--------|---|-----|----|--------|
| 軽減前 | 最高 | 4,802円 | → | 軽減後 | 最高 | 2,689円 |
|-----|----|--------|---|-----|----|--------|

令和5年
4月～

令和6年
4月～

付加健診の対象年齢について、現行の**40歳、50歳**に加え、
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。



健診を受けた後の 行動こそが大切です！



健診はあくまでも生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。

健診

生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう！

特定保健指導を利用して、生活習慣の改善に取り組んでください。

医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診を！

治療が必要と判定された場合は、早期に医療機関を受診してください。

特定保健指導とは

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。



日々の健康づくりも忘れずに！



適度な運動



バランスの良い
食生活



禁煙等

事業主・ご担当者の皆さまへ

生活習慣病予防健診の声かけ

生活習慣病予防健診を受診するよう対象の方へ周知いただきますようお願いいたします。

特定保健指導の声かけ

特定保健指導のご案内を対象の方へ確実にお渡しいただき、積極的な声かけをお願いいたします。

医療機関への受診の声かけ

医療機関への受診が必要と判定された場合には、勤務時間に受診できるようにする等、受診のための配慮をお願いいたします。

健診実施機関の
検索はこちら



特定保健指導について
詳しくはこちら



全ト協では、ドライバーの健康増進を促すため、事業者および、ドライバーに対して実効性のある対策に取り組む。

(1) セミナー開催、リーフレット、ホームページ等を活用した健康意識の向上を図る

事業者

- 「健康管理セミナー」及び、「過労死等防止対策セミナー」を開催し、事業者の健康管理対策推進を促す
- 血圧計・S A Sスクリーニング検査助成の実施
- 他社の好事例を紹介（冊子「健康職場づくり」事業者訪問）
- 「運輸ヘルスケアナビシステム」等を活用し、健康状態の悪いハイリスクドライバーのフォローアップの方法を周知
- 労災二次健康診断や、地域産業保健センターの活用方法を周知
- ◆ 「健康経営優良法人」や「働きやすい職場認証制度」取得支援
- ◆ 「禁煙プログラム」支援

【課題】

- セミナーを受講しない事業者や、健康管理対策に取り組めていない事業者へのアプローチ
- 事業者及び管理者がドライバーへ生活習慣の改善などを促せているか検証し、現在の取組を深掘り

ドライバー

- ◆ 全ト協HP【ドライバーの皆様へ】に、「食事」・「睡眠」・「運動」・「禁煙」・「メンタルヘルス」などに関する有益な情報・コンテンツを掲載する。
- ◆ 手帳サイズのドライバー向け啓発資料の作成・配布

【課題】

- ドライバーにスマホを活用したツールは適性か
- スマホ活用の際は、短時間で効果的なコンテンツ
- テーマは優先順位を付ける
食事 → 運動 → 禁煙 ……

(2) 厚生労働省、健康保険組合連合会、全国健康保険協会（協会けんぽ）との連携

厚生労働省

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の活用を周知

トラック運送事業者が加入する【保険者】

【健康保険組合連合会】

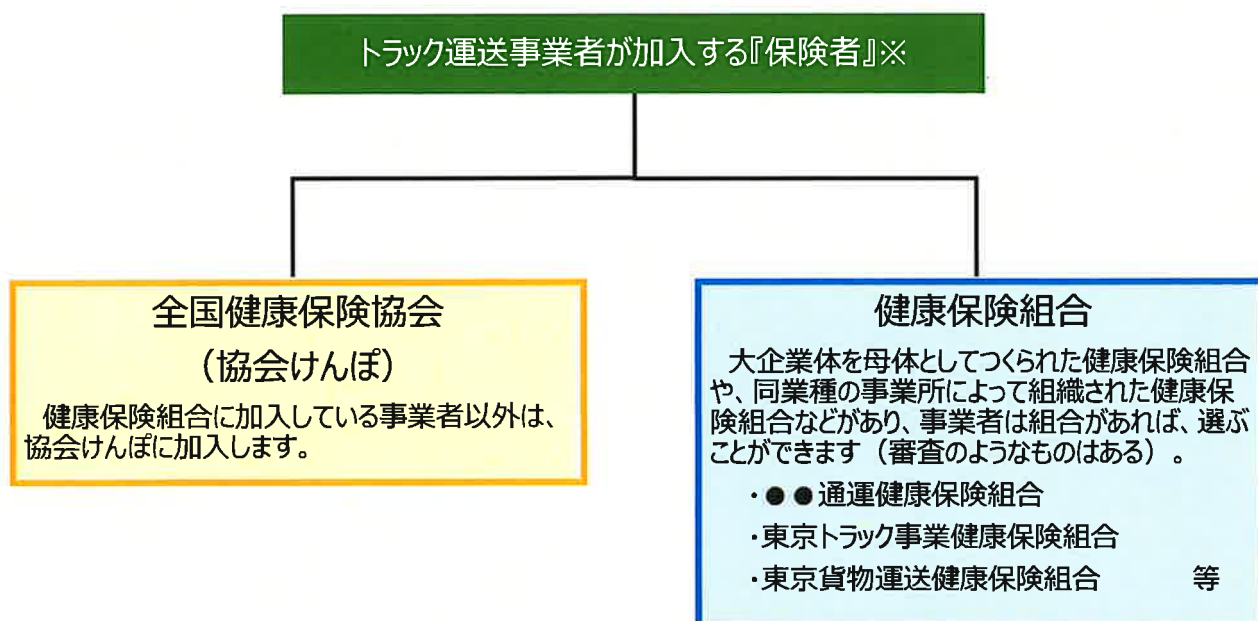
【全国健康保険協会（協会けんぽ）】

- ✓ メタボリックシンドロームについて、データに基づくリーフレットを作成し、特定保健指導を利用を促す
- ✓ 地方ト協に協力いただきモデル事業（セミナー開催、広報周知等）を実施、その後各地域に展開

全ト協

機関紙「広報とらっく」や「ホームページ」で周知協力

(参考)



■健康保険証のメッセージ（協会けんぽHPより引用）

※ 健康保険事業の運営主体のことを『保険者』といいます。